

消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領

平成21年9月1日

消費者庁総務課長決定

最終改正 平成26年9月3日

(指名停止)

第1 消費者庁総務課長（以下「総務課長」という。）は、有資格業者（一般競争（指名競争）参加資格者名簿に記載されている者をいう。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 総務課長が指名停止を行ったときは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する消費者庁契約担当官は、物品の製造、物品の購入、役務又は物品の売払（以下「物品等」という。）の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第2 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

① 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又はその期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

② 別表第1号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 総務課長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1までの期間とすることができる。

- 4 総務課長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍までの期間とすることができる。
- 5 総務課長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 総務課長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を取り消すものとする。

(指名停止の通知)

- 第3 総務課長は、第1第1項の規定により指名停止を行い、第2第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第2第6項の規定により指名停止を取り消したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ別紙様式1、別紙様式2又は別紙様式3により通知するものとする。
- 2 総務課長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が消費者庁契約担当官の発注した物品の製造等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

- 第4 消費者庁契約担当官は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ総務課長の承認を受けたときは、この限りではない。

(消費者庁契約担当官への通知)

- 第5 総務課長は、第1第1項の規定により指名停止を行い、第2第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第2第6項の規定により指名停止を取り消したときは、それぞれ別紙様式4、別紙様式5又は別紙様式6により、消費者庁契約担当官に通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

- 第6 総務課長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(附則)

この要領は、平成21年9月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成26年9月3日から適用する。

贈 賄 及 び 不 正 行 為 に 基 づ く 措 置 基 準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が消費者庁総務課の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>2 次のア又はイに掲げる者が消費者庁総務課の職員以外の消費者庁の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が指定区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>4 次のア又はイに掲げる者が指定区域外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>5 指定区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>6 消費者庁契約担当官と締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が指定区域内における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>8 消費者庁契約担当官と締結した契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又その使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>10 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>11 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者について、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（注2）として、公共事業等（注3）からの排除要請があったとき。</p>	<p>指名排除措置を講じた日（注4）から1年を経過した日以後、当該指名排除措置の要件を解消するに至ったと認められるまで</p>
<p>12 前各号に掲げる場合のほか、契約相手方が公共事業等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察当局への通報等及び契約担当官等への報告を怠ったことが確認されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

(注1) この表において指定区域とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県とする。

(注2) ア 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者をいう。

イ 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(イ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(注3) 「公共事業等」とは、「内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(平成25年12月11日警察庁丁暴発第381号、閣総会第514号、府会第1190号(以下「合意書」という。))に基づく、内閣府所管各組織等が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約(当該契約に係る下請契約、再委任契約等を含む。)をいう。

(注4) 「指名排除措置を講じた日」とは、合意書に基づき、有資格業者について、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として警察から排除要請を受けた契約担当官等又は消費者庁総務課長が、当該者を指名しない措置を講じた日とする。

文 書 番 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

消費者庁総務課長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が（の） （注：1） ことは、誠に遺憾である。
よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、か
かる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。（注：2）

記

1. 指名停止の期間 （注：3）

2. 指名停止の理由 （注：4）

- （注） 1. 措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
2. 第3第2項の適用がある場合は、「今後は、かかる事態が
生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措
置の詳細について報告されたい。」と記載する。
3. 指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
4. 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要
等を記載する。

別紙様式2

文 書 番 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

消費者庁総務課長 印

指名停止期間変更通知書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該
指名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

別紙様式3

文 書 番 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

消費者庁総務課長 印

指 名 停 止 取 消 通 知 書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨通知したところであるが、この度、当該指名停止を取り
消したので通知する。

別紙様式 4

文 書 番 号
平成 年 月 日

消費者庁契約担当官 殿

消費者庁総務課長 印

指 名 停 止 通 知 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
登録種別及び等級	
指名及び契約の実績	

上記有資格業者について、消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領別表第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので通知する。

記

1. 指名停止の期間 (注1)
2. 指名停止の理由
3. 備考 (他機関の見解等)

注1：第2第1項から第4項までの規定により指名停止の期間を定めた場合には、その旨も記載する。

別紙様式 5

文 書 番 号
平成 年 月 日

消費者庁契約担当官 殿

消費者庁総務課長 印

指名停止期間変更通知書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格業者については、先に平成 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

別紙様式 6

文 書 番 号
平成 年 月 日

消費者庁契約担当官 殿

消費者庁総務課長 印

指 名 停 止 取 消 通 知 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記有資格業者については、先に平成 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により、当該指名停止を取り消したので通知する。

記

理由